

## ボランティア向け研修等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

### - チェックリスト（主催者用）

項 目	内 容
開 催 日	月 日（ 曜日）
研修等名称	
会 場	
参加人数（収容人数）	名（ 名 ）
担 当 者	

【注：このチェックリストは基本的対策のチェックリストであり、ガイドラインに記載のとおり、チェックリストの項目をすべて実施すれば十分であるというものではない。また、チェックリストに記載されたすべての感染防止策を実施しなければならないものでもない。研修等の実施場所、実施形態等の特性や環境に応じて、必要な感染防止策は異なることに留意して、研修等の実施には柔軟な対応を行い、それに合わせてチェックリストの項目の修正も検討されたい。】

#### ○全般的な事項（開催前に確認し、開催後にチェックすること。）

- 従事する主催者等は受付時や会場内では原則マスクを着用するほか、咳エチケットや、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。
- 研修施設内では参加者が密集しないよう、受付方法や誘導、会場内の配置等を工夫すること。
- 研修施設内では参加者が密接な状況になることが無いよう、机や椅子等の配置を工夫すること。
- 研修施設内では可能な限り密閉空間とならないよう、適時換気を行うこと。
- 感染防止のため主催者等が自ら実施すべき事項や参加者等が遵守すべき事項をホームページ等への掲載や、施設内の適切な場所（施設の入口や会場の入り口等）に掲示し周知すること。
- 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- 参加者等の特性に配慮し、臨機応変にサポートをすること。
- 個人情報収集の際は、利用目的を明示し、募集要項や書面、口頭などで同意を得ること。  
また、取扱いに十分注意し、万が一感染が発生した場合には速やかに情報を提供できるよう適切に管理しておくこと。

### ○開催前確認事項

□従事する主催者等は以下3点の事項の内、いずれか一つでも該当する場合は、従事を取りやめること。

- ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□研修等開催中に感染症への感染が疑われる症状を発症した者がいる場合の対応を確認しておくこと。

□研修等の参加後に参加者等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの連絡があった場合や、研修等の実施会場近辺において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、会場の立地する自治体の衛生部局と検討した内容を確認しておくこと。

### ○研修等案内時の確認事項

□参加に関する遵守事項を、研修等の案内に係るホームページなどに掲載して周知すること。

□参加者等が申し込みを行う際に、研修にあたり遵守事項があること、個人情報が必要に応じて保健所等行政機関へ提供する可能性があることについて同意を得ること。

□インターネット等を使い研修等の参加受付や受講料の振り込みを行い、受付での書面の記入や現金の授受等を可能な限り避けるようにすること。

### ○当日の受付時の対応

□受付には、手指消毒薬を設置すること。

□発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加できないように健康状態のチェックリストを掲示すること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。）

□人と人が対面する場所は、必要に応じて可能な限りアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

□参加者等が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。

□参加者等が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

□参加者等に検温等の健康チェックを行い、以下の事項について該当していないかどうか、口頭や指さし等で確認を取った上で、会場への入場を認めること。

- ・当日の体温が37.5度以上、もしくは平熱比1度を超過している場合
- ・平熱を超える発熱
- ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無（過去2週間以内）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
  - ・政府や自治体が定める社会・経済活動の制限や自粛要請が出ている地域からの参加
- 参加者等がマスクを準備しているか確認すること。
- 会場内では三つの密を避けるよう周知すること。

#### ○主催者等が準備すべき事項の対応

##### 休憩スペース

- ・参加者等が密になることを避け、密になることが想定される場合は、休憩時間をずらすなどの工夫を行うこと。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所については、休憩の前後に消毒する。
- ・広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（介助者や誘導者が必要な場合は除く。）。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

##### トイレ

- ・トイレ内の不特定多数が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること。

##### 研修等に係る設備や備品等

- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるように工夫した上で、こまめに消毒すること。
- ・設備や備品等の貸出を行う場合は、使用した参加者等を特定できるようにしておくこと。

##### 研修等の会場の環境

- ・換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。
- ・会場内においても、密な状態とならないよう参加者等同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるように机や椅子を配置すること。

##### 会場の入口

- ・手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者等が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

##### ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。

##### 飲食物の提供について

- ・主催者等が飲食物を参加者等に提供する際は、感染防止策を実施し、適切に行うこと。